

郵便送金業務に関する約定

郵便送金業務に関する約定

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十二條4の規定にかんがみ、合意により、かつ、同憲章第二十五條4の規定の適用があることを条件として、次の約定を作成した。

第一章 序

第一条 この約定の目的及び対象となる業務形態

1 この約定は、送金を目的とするすべての郵便業務を規律する。締約国は、この約定に定める業務形態のうち相互間で導入するものについて相互に合意する。

2 郵政機関以外の団体は、郵政庁又は郵便振替業務若しくは郵便送金網を所管する機関を通じ、この約定により規律される業務に係る交換に参加することができる。当該団体は、この約定のすべての規定の完全な実施を確保するために自国の郵政庁との間で取決めを行うものとし、その取決めの範囲内において、この約定に規定する郵政庁としての権利を行使し、及び義務を履行する。郵政庁は、当該団体とこの約定の

他の締約国の郵政庁及び国際事務局のそれぞれとの間の関係において仲介者となる。郵政庁は、他の締約国の郵政庁がこの約定に規定する送金業務を実施していない場合又は業務の質が利用者の要求を満たさない場合には、当該他の締約国の郵政機関以外の団体と協力することができる。

3 加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を、大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。

3.1 加盟国は、郵便送金業務及び調査請求業務の運営についての責任者の連絡先を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。

3.2 大会議から大会議までの間における政府機関、正式に指定された事業体及び責任者の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

4 この約定は、次の郵便送金の業務形態を規律する。

4.1 代金引換為替を含む郵便為替

4.2 口座間の振替

5 その他の業務は、関係郵政庁の間の二国間又は多数国間の取決めに基づき、提供することができる。

第二章 郵便為替

第二条 業務形態の定義

1 通常為替

1.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むこと又は自己の口座からの払出しを請求することにより、為替金の全額を、現金により、かつ、一切の控除が行われることなく受取人に払い渡すことを請求する。

2 払込為替

2.1 差出人は、郵便局の窓口において為替金を払い込むことにより、郵政庁が管理する受取人の口座又は他の金融機関が管理する口座に為替金の全額を、一切の控除が行われることなく入金することを請求する。

3 代金引換為替

3.1 代金引換郵便物の受取人は、為替金を払い込むこと又は自己の口座からの払出しを請求することによ

り、為替金の全額を、一切の控除が行われることなく代金引換郵便物の差出人に払い渡すことを請求する。

第三条 指図の受付

- 1 郵便為替の金額は、特別の合意がない限り、名あて国の通貨をもつて表示する。
- 2 振出郵政庁は、名あて国の通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。
- 3 郵便為替一口の最高限度額は、二国間で定める。
- 4 振出郵政庁は、郵便為替の受付のための書類及び方法について任意に定める。郵便為替が郵便により送達される場合には、この約定の施行規則に定める用紙のみを使用しなければならない。

第四条 料金

- 1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。
- 2 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換される郵便為替に対しては、仲介国の郵政庁は、その業務を行うことにより生ずる費用に基づいて決定する料金を追加して課することができ、当該料金の金額は、関係郵政庁の間で合意され、郵便為替の金額から控除される。ただし、関係郵

政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国の郵政庁に支払うことができる。

- 3 通常郵便に関する施行規則第百十条及び第百十一条に定める条件に基づく郵便送金業務であつて、郵便により郵政庁間で交換される書類、証書及び指図に係るものについては、料金を免除する。

第五条 振出郵政庁の義務

- 1 振出郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。

第六条 指図の送達

- 1 郵便為替の交換は、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。
- 2 電子的な交換は、払渡局又は交換局に直接送達することによって行われる。交換の安全性及び質は、使用する回線網に関する技術仕様又は郵政庁間の取決めによって保証されなければならない。
- 3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める用紙を使用して優先扱いによって送達される郵便為替を交換することについて取り決めることができる。
- 4 郵政庁は、その他の交換方式を利用することについて取り決めることができる。

第七条 名あて国における処理

- 1 郵便為替金の払渡しについては、名あて国の法令の定めるところにより行う。
- 2 郵便為替金は、原則として、全額受取人に支払われなければならない。受取人が特別の取扱いを請求する場合には、当該特別の取扱いについて任意に定める料金を受取人から徴収することができる。
- 3 電子的な郵便為替の有効期間は、二国間の取決めに基づいて定める。
- 4 郵便為替証書の有効期間は、原則として、振出しの日の属する月の翌月の末日までとする。
- 5 3及び4に定める有効期間の満了後は、未払の郵便為替は、直ちに振出郵政庁に返送される。

第八条 払渡郵政庁に対する払渡手数料

- 1 振出郵政庁は、払渡郵政庁に対し、払渡済みの郵便為替のそれぞれにつき、この約定の施行規則に定める率の払渡手数料を支払う。
- 2 郵政庁は、この約定の施行規則に定める一定額の払渡手数料に代えて、異なる率の払渡手数料を取り決めることができる。
- 3 料金が免除された送金については、払渡手数料の支払を要しない。

4 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の送金については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、払渡手数料を免除することができる。

第九条 払渡郵政庁の義務

1 払渡郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。

第三章 郵便振替

第十条 業務形態の定義

1 郵便口座の加入者は、自己の口座から払い出した金額につき、郵政庁が管理する受取人の口座又は名あて国の郵政庁を通じてその他の口座への受入登記を請求する。

第十一条 指図の受付

1 振替の金額は、名あて国の通貨又は振出郵政庁と払渡郵政庁との間の合意に基づく他の通貨をもって表示する。

2 振出郵政庁は、振替の金額が表示された通貨に対する自国の通貨の換算割合を定める。

3 振替の金額は、関係郵政庁の間で別段の決定が行われる場合を除くほか、無制限とする。

4 振出郵政庁は、振替の受付のための書類及び方法について任意に定める。

第十二条 料金

1 振出郵政庁は、振出しの際に徴収する料金を任意に定める。振出郵政庁は、差出人のために行う特別の取扱いについて徴収する料金をこの基本料金に加える。

2 この約定の締約国の仲介により締約国と締約国でない国との間で交換される振替に対しては、仲介国の郵政庁は、追加の料金を課することができる。当該料金の金額は、関係郵政庁の間で合意され、振替の金額から控除される。ただし、関係郵政庁が合意する場合には、当該料金を差出人から徴収して当該仲介国の郵政庁に支払うことができる。

3 通常郵便に関する施行規則第一百十条及び第一百十一条に定める条件に基づく郵便振替業務であつて、郵便により郵政庁間で交換される書類、証書及び指図に係るものについては、料金を免除する。

第十三条 振出郵政庁の義務

1 振出郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たす

ものとする。

第十四条 指図の送達

1 振替は、関係郵政庁が採用する技術仕様に基づき、万国郵便連合国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行われる。

2 交換の安全性及び質は、使用する回線網に関する技術仕様又は振出郵政庁と払渡郵政庁との間の取決めによつて保証されなければならない。

3 郵政庁は、この約定の施行規則に定める用紙を使用して優先扱いによつて送達される振替を交換することについて取り決めることができる。

4 郵政庁は、その他の交換方式を利用することについて取り決めることができる。

第十五条 名あて国における処理

1 名あて国が受け入れた振替については、名あて国の法令の定めるところにより処理する。

2 原則として、名あて国における料金は、受取人により支払われる。ただし、二国間の取決めに基づき、当該料金を差出人から徴収して当該名あて国の郵政庁に支払うことができる。

第十六条 払渡郵政庁に対する受入手数料

1 払渡郵政庁は、振替につき、受入手数料の支払を請求することができる。この受入手数料については、受取人の口座又は振出郵政庁の決済用郵便振替口座に払出登記をすることができる。

2 料金が免除された振替については、受入手数料の支払を要しない。

3 振出郵政庁が料金を免除する援助資金の振替については、関係郵政庁の間の合意がある場合には、受入手数料を免除することができる。

第十七条 払渡郵政庁の義務

1 払渡郵政庁は、利用者が満足する業務を提供するため、この約定の施行規則に定める業務基準を満たすものとする。

第四章 決済用口座、月次計算書、調査請求及び責任

第十八条 参加する郵政庁の間の決済

1 郵政庁は、債務の決済のために用いる技術的方式について相互に決める。

2 決済用口座

2.1 郵政庁は、郵便振替制度を有する場合には、原則として、相手国の郵政庁に自己の名義で決済用口座を開設し、当該口座を通じて、振替業務に係る交換によって生じた相互間の債務及び郵政庁間に取決めがある場合には、郵便為替その他の業務から生じた相互間の債務を決済する。

2.2 名あて国の郵政庁が郵便振替制度を有しない場合には、他の郵政庁に決済用口座を開設することができきる。

2.3 郵政庁は、多数国間の取決めに基づき、指定された郵政庁を通じて決済することを合意することができきる。

2.4 決済用口座が貸越しとなった場合には、その貸越金額につき、この約定の施行規則に定める率の利子が生ずる。

2.5 決済用口座の残高に対して利子を付することは、認められる。

3 月次計算書

3.1 決済用口座がない場合には、払渡郵政庁は、振出郵政庁ごとに、郵便為替の払渡金額についての月次報告書を作成する。この月次報告書は、差引計算における残高を決定するための総計算書に定期的に取

りまとめる。

3.2 勘定の決済は、更に、相殺によることなく月次計算書に基づいて行うことができる。

4 この条の規定及びこの約定の施行規則の関連規定は、モラトリアム、送金禁止その他の一方的措置によつて効力を害されることはない。

第十九条 調査請求

1 調査請求は、郵便為替の差出し又は振替の実行の日の翌日から起算して六箇月以内に限り認められる。

2 郵政庁は、郵便為替又は振替に係る調査請求の料金を利用者から徴収する権利を有する。

第二十条 責任

1 責任の原則及び範囲

1.1 郵政庁は、為替金が正規に払い渡される時まで又は受取人の口座に受入登記がされる時まで、窓口において払い込まれた金額又は差出人の口座に払出登記をした金額について責任を負う。

1.2 郵政庁は、情報の処理に際して自らが行った誤りであつて、未払又は送金上の誤った処理をもたらしたものについて責任を負う。この責任は、換算の誤り及び送達の誤りにも及ぶものとする。

1.3 郵政庁は、次の場合には、責任を免れる。

1.3.1 証書及び指図の送達、発送又は払渡しにおける遅延が原因である場合

1.3.2 不可抗力による業務書類の損傷のために郵政庁が送金の処理について説明することができない場合。ただし、郵政庁の責任に関して別段の証拠があるときは、この限りでない。

1.3.3 差出人が前条に規定する期間内に調査請求を行わなかった場合

1.3.4 振出国における為替の時効期間が満了した場合

1.4 差出人に弁済される金額は、弁済の理由のいかんを問わず、差出人が払い込んだ金額又は差出人の口座に払出登記をした金額を超えることができない。

1.5 郵政庁は、一層広い範囲の責任に関する条件であつて、内国業務の要求するところに適合するものを適用することについて、相互間で取決めを行うことができる。

1.6 責任の原則を適用する条件、特に、責任の決定、債務の弁済、求償、弁済期限及び債務を弁済した郵政庁に対する償還に係る問題については、この約定の施行規則に定める。

第二十一条 一般的規則

1 郵政庁は、電子的手段による送金のため、万国郵便連合の回線網又は迅速で、信頼性があり、かつ、安全な送金が可能となる他の回線網を利用する。

2 万国郵便連合の電子的な送金業務については、二国間の取決めにより、郵政庁間で規律する。万国郵便連合の電子的な送金業務に関する一般業務規則は、連合の文書の関連規定に従う。

第六章 雑則

第二十二条 外国に郵便振替口座を開設するための申込み

1 この約定の締約国の郵政機関は、外国の郵便振替口座その他の口座の開設又は外国の金融商品の申込みが行われる場合の援助の提供について合意する。

2 1に規定する郵政機関は、申込みのための詳細な手続において相互に提供可能な援助について相互間で合意することができるものとし、また、当該援助の提供に係る費用について取り決める。

第七章 最終規定

第二十三条 最終規定

1 この約定に明文の定めのない事項については、適当な場合には、条約の規定を準用する。

2 憲章第四条の規定は、この約定については、適用しない。

3 この約定及びその施行規則に関する議案の承認の条件

3.1 この約定に関する議案であつて大会議に提出されたものは、実施されるためには、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）であつて出席し、かつ、投票するものの過半数による議決で承認されなければならない。投票の際には、この約定の締約国である加盟国であつて、大会議に代表を出しているもの（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上が出席していなければならない。

3.2 この約定の施行規則に関する議案は、実施されるためには、この約定の締約国である郵便業務理事会の理事国（投票権を有するものに限る。）の過半数による議決で承認されなければならない。

3.3 この約定に関する議案であつて大会議から大会議までの間に提出されたものは、実施されるためには、次の数の賛成票を得なければならない。

3.3.1 規定の追加に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有するものに限る。）の二分の一以上の投票を条件として投票の三分の二以上

3.3.2 この約定の規定の改正に関する議案については、この約定の締約国である加盟国（投票権を有する

ものに限る。）の二分の一以上の投票を条件として投票の過半数

3.3.3 この約定の規定の解釈に関する議案については、投票の過半数

3.4 3.3.1 の規定にかかわらず、締約国は、提案された追加がその国内法令に適合しない場合には、当該追加

の通報の日から起算して九十日以内に、当該追加を受諾することができない旨の書面による宣言を国際事務局長に行うことができる。

4 この約定は、二千六年一月一日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、国際事務局長に寄託されるこの約定の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各締約国に送付する。

二千四年十月五日にブカレストで作成した。